

事業状況報告書（第19号書式）記載要領

1. この調査は、船員法第111条に基づく事業状況に関する報告です。この報告を行わない、又は虚偽の報告した場合には、船員法第131条第7号の罰則規定により30万円以下の罰金に処される場合があります。
2. 船舶所有者は所定の事項を記入し、10月末日までに所轄地方運輸局長に報告しなければなりません。
3. この報告について、不明な点がありましたら、地方運輸局（神戸運輸監理部）船員労働環境・海技資格課（九州運輸局は船員労働環境課、沖縄総合事務局は船舶船員課）に問い合わせして下さい。

I 報告者、期日、報告の方法等

1. 報告者

船員（船員法第1条に規定する船員。以下同じ。）を雇用している船舶所有者が報告者となります。
在籍出向や船員派遣の場合は、在籍出向元事業主（給与の支払いや船員保険等の保険の付保を自己の名で行っているものに限る。）や船員派遣元事業主が、本報告の報告者に該当します。

2. 期日と報告の方法

報告者は10月1日現在の状況について記載し、報告書に所定の事項を記入のうえ、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所の窓口へ、郵送、電子メール等の電子的方式により10月末日までに提出して下さい。

なお、地方運輸局が直接管轄する区域にあっては地方運輸局（神戸運輸監理部を含む。）の窓口、沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局の窓口提出して下さい。

II 各欄の記入上の留意点

1. 報告者の住所、氏名（名称）、運航形態及び事業の種類

- （1）所在地には、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を記入して下さい。
- （2）名称には、個人の場合は氏名、法人の場合は会社名を記入して下さい。
- （3）担当者氏名には、この報告書に関する担当者を記入して下さい。
- （4）経営形態には、「個人」「株式会社」「協同組合」等の別を記載して下さい。
- （5）船員を乗り組ませている主な船舶には、主たるものをひとつだけ選択し、「○」を付して下さい。
- （6）加盟船舶所有者団体の名称には、「外航労務部会」「内労協」「一洋会」「全内航」「大型カーフェリー」の別を記載して下さい。また、船舶所有者団体には加盟していないものの、他の船舶所有者団体と労働組合が締結した労働協約を準用している場合は、「盟外」と記載するとともに、（ ）書きでその船舶所有者団体の名称を記載して下さい。

2. 雇用船員数（予備船員数を除く。）及び所属船舶の状況

- （1）所属船舶には、船舶の所有権に関係なく、報告者の雇用船員が乗り組んでいる全ての船舶について記載して下さい。例えば、マルシップの船舶については、日本人船員を雇用している船舶所有者、外国人を雇用している船舶所有者がそれぞれ記載するとともに、その旨につき備考欄へも記載して下さい。
- （2）船舶番号には、船舶を登録する際に付与される船舶番号を記入して下さい。ただし、総トン数20トン未満の漁船は漁船登録番号を、はしけ等の番号が付与されていない船舶は「一」を記入して下さい。
- （3）船質には、「鋼船」「木船」等の別を記載して下さい。
- （4）総トン数には、総トン数が不明な場合（はしけ等）は、積載トン数で記載して下さい。
- （5）運航形態には、「外航船」「内航船」「漁船」「その他」の別を記載して下さい。
- （6）用途には、「旅客船」「貨物船」「油送船」「鉱石専用船」「ひき船」「漁船」等の別を記載して下さい。なお、漁船については、従事する漁業の種類（例えば、「まぐろはえなわ」「かつお一本づり」「突棒」等）を記載して下さい。
- （7）主な就航航路又は操業区域には、「函館～青森」「北海道～京浜」「瀬戸内海」等を記載して下さい。
- （8）乗組船員数には、報告者が雇用している船員のうち、船舶に乗り組んでいる人数を記載して下さい。
医師は、その他の職員に人数を記載して下さい。漁船にあっては、漁労長が海技免状の受有者であり当該免状の部門の職員と兼務しているときは当該免状の職員の部門に、海技免状を受有していない者であるときはその他の職員に人数を記載して下さい。

部員欄には、職員以外の者についてそれぞれ所属の部門毎に人数を記載して下さい。漁船にあっては、漁労作業員（「技能実習」、「特定技能」又は「特定活動」の在留資格を付与されて就労している外国人船員）を雇入れている場合は、その他の部員に人数を記載して下さい。

- (9) 女子船員数及び外国人船員数には、該当する欄に上記（8）の内数で記載して下さい。なお、”外国人の女子船員”は「女子船員数」の欄及び「外国人船員数」の欄の両方に上記（8）の内数として記載して下さい。
- (10) 派遣船員については、船員派遣元事業主が派遣船員の乗り組んでいる船舶ごとに船員数を記載するとともに、備考欄に「〇〇（船員派遣先事業主）へ派遣」と記載して下さい。
- (11) 在籍出向船員については、在籍出向元事業主（給与の支払いや船員保険等の保険の付保を自己の名で行っている事業者に限る。）が、在籍出向船員の乗り組んでいる船舶ごとに船員数を記載するとともに、備考欄に「〇〇（在籍出向先事業主）へ出向」と記載して下さい。
- (12) 派遣先・在籍出向先の各事業主においては、派遣・在籍出向している船員が乗り組んでいる船舶の備考欄に「上記の他、〇〇（出向元事業主）から職員〇〇名、部員〇〇名出向」等と記載して下さい。

3. 予備船員数

雇用している船員のうち、予備船員として登録されている者（外国籍船に乗船中の者を含む。）の数を記載して下さい。

なお、過去に船舶に乗り組んだことのある者を雇用していても予備船員登録されておらず陸上勤務している日本人（船員保険に加入していない者）については、計上しないで下さい。

また、女子船員及び外国人船員については、2.（9）と同様に記載して下さい。

4. 非雇用船員（雇用契約のない船員）数

非雇用船員とは、船舶所有者である乗組船員及び労働の対償として給料その他の報酬を受けない乗組船員ということから、当該欄以外への報告数には含めないで下さい。

5. 年齢別船員数

乗組船員及び予備船員の年齢別船員数を記載して下さい。

6. 経験年数別船員数

乗組船員及び予備船員の経験年数（船員として通算した年数）別船員数を記入して下さい。

7. 海技免状又は小型船舶操縦者免許証受有船員数

乗組船員及び予備船員のうち、海技免状を受有している者（事務部及びその他部門を除く。）の数を該当する欄に記載して下さい。

なお、次のような場合には記載方法に留意して下さい。

- ①職員が海技免状を2つ以上受有している：その者の雇入契約の現況により1つの資格（当該資格に優劣がある場合は上位の資格）のみを記載
- ②部員が海技免状を受有している：その者について1つの資格のみを記載
- ③事務部及びその他部門に該当する者：海技免状を受有していても記載しない

8. 労働組合の状況

雇用船員の加入している労働組合が2以上あるときは、それぞれについて名称、加入者数及び労働協約の有無を記載して下さい。